

平成 20 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア  
(コード番号: 2352 東証マザーズ)  
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 南 大 井 一 丁 目 13 番 5 号  
代 表 者 : 代 表 取 締 役 江 藤 晃  
問 合 せ 先 : 取 締 役 美 濃 和 男  
TEL (03) 5753-0848 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社エイジア（本社：東京都品川区、代表取締役：江藤 晃、以下 当社）は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 20 日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、インターネットの普及を考慮し、公告手続きの合理化を目的として電子公告を採用することとし、併せて不測の事態に備えた予備的公告方法を定めるため、現行定款第 5 条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」が施行されることにより、株券の電子化が実施されることに伴い所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行す	(削除)

<p>る。</p> <p>(自己株式の取得) 第<u>8</u>条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第<u>9</u>条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第<u>11</u>条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>12</u>条～<u>44</u>条 (条文省略) 第<u>45</u>条</p>	<p>(自己株式の取得) 第<u>7</u>条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第<u>8</u>条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第<u>9</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第<u>10</u>条 当社の株主権行使の<u>手続きその他株式</u>および新株予約権に関する取扱い<u>および手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>11</u>条～<u>43</u>条 (条文省略) 第<u>44</u>条</p>
---	---

(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u>
(新設)	
(新設)	

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年2月20日（予定）

定款変更の効力発生日 平成21年2月20日（予定）

以 上